

議案第31号

西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡活用委員会設置条例の  
制定について

西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡活用委員会設置条例案を次のとおり提出する。

令和8年3月6日 提出

西海市長 瀬川 光之

西海市条例第 号

西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡活用委員会設置条例

(設置)

第1条 西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画に基づき実施するホゲット石鍋製作遺跡の整備及び活用に関する事業について、総合的かつ専門的な指導及び助言を得るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡活用委員会（以下「活用委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 活用委員会は、史跡ホゲット石鍋製作遺跡の調査、整備、保存及び活用に関する事項について調査審議を行い、西海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に指導及び助言を行う。

(組織)

第3条 活用委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 活用委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるとき

は、前項に規定する委員のほか、特別委員10人以内を置くことができる。

(委嘱)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

2 特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特別委員の任期は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの期間とする。

3 委員又は特別委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 活用委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、活用委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 活用委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 活用委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(分科会)

第8条 活用委員会が必要と認めるときは、活用委員会に分科会を置

くことができる。

- 2 分科会は、活用委員会の委員及び特別委員の中から活用委員会の委員長が指名するものをもって組織する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、分科会の委員及び分科会の特別委員の互選によりこれを定める。
- 4 分科会の会議は、分科会長が招集する。
- 5 分科会長は、分科会の会議の議長となる。
- 6 分科会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 第4条第1項の規定は分科会の委員の委嘱に、同条第2項の規定は分科会の特別委員の委嘱について準用する。
- 8 前各項に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、委員長が活用委員会に諮って定める。

(庶務)

第9条 活用委員会及び分科会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、活用委員会及び分科会に関し必要な事項は、教育委員会の規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 委員の委嘱その他この条例の施行のため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画策定委員会設置条例の廃止)

- 3 西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画策定委員会設置条

例（令和4年西海市条例第8号）は、廃止する。

（西海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 西海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西海市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「

西海市史跡ホゲット石 鍋製作遺跡保存活用計 画策定委員会	委員長	日額	7,300円
	委員	日額	6,700円

」を「

西海市史跡ホゲット石 鍋製作遺跡活用委員会	活用委員会の委員長及び分科会長	日額	7,300円
	活用委員会の委員及び特別委員並びに分科会の委員及び特別委員	日額	6,700円

」に改める。

新旧対照表

西海市史跡ホグット石鍋製作遺跡活用委員会設置条例

(附則第4項) 西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

新				旧			
西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例				西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例			
平成17年4月1日 西海市条例第39号				平成17年4月1日 西海市条例第39号			
本則 (略)				本則 (略)			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
執行機関としての各種委員会委員の報酬				執行機関としての各種委員会委員の報酬			
職名		報酬の額		職名		報酬の額	
(略)				(略)			
その他の各種委員等の報酬				その他の各種委員等の報酬			
職名		報酬の額		職名		報酬の額	
(略)				(略)			
西海市史跡ホグット石鍋製作遺跡活用委員会	活用委員会の委員長及び分科会長	日額	7,300円	西海市史跡ホグット石鍋製作遺跡保存活用計画策定委員会	委員長	日額	7,300円
	活用委員会の委員及び特別委員並びに分科会の委員及び特別委員	日額	6,700円		委員	日額	6,700円
(略)				(略)			

附 則

(施行期日)

1 この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 委員の委嘱その他この条例の施行のため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画策定委員会設置条例の廃止)

3 西海市史跡ホゲット石鍋製作遺跡保存活用計画策定委員会設置条例（令和 4 年西海市条例第 8 号）は、廃止する。

4 (略)